平成２２年（フ）第６３号
京都府福知山市字篠尾884番地の12
債務者　大槻みよこ
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
神奈川県厚木市下荻野1149番地７
債務者　田中　正人
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５８３号
新潟市東区松崎１丁目28番30号
債務者　高橋　智之
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２９号
新潟市北区長戸呂504番地
債務者　渡辺　秀樹
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３０号
新潟市北区長戸呂504番地
債務者　渡辺　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５６号
新潟市江南区諏訪１丁目３番31号　根岸アパート８号、前住所新潟市東区豊２丁目７番13号
債務者　田辺　裕士
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８８号
新潟市東区上木戸５丁目７番47号
債務者　伊藤　正章
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９２号
新潟市江南区元町４丁目２番49号　フレール元町103号、前住所新潟市江南区丸山259番地
債務者　田村　由晴
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７００号
新潟市西蒲区巻乙250番地１　コーポ石田106号室
債務者　加藤　晴幸
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５１４号
京都市伏見区深草柴田屋敷町１－１　グランフォート伏見111号、住民票上の住所京都府宇治市折居台２丁目１番地の162
債務者　伊藤由貴子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９７号
京都市北区鷹峯旧土居町３番地の37
債務者　飯田　英貴
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７５号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　46棟405号
債務者　髙橋　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２２号
京都市北区紫野石龍町24番地
債務者　清水　岳史
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２００４号
京都市山科区椥辻草海道町36番地200
債務者　北村　法子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２５号
京都市伏見区桃山町丹後30番地４　グラン・コート桃山202号
債務者　居場キヨ子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
松江市東奥谷町384番地　矢野アパート、前住所松江市東生馬町542番地１
債務者　日野原　龍
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８３４号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目16番10号
債務者　原ノ園敬介
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係